

労働関係講座 メンタルヘルス対策セミナー

企業に求められるメンタルヘルス対策

～従業員の健康保持の観点から、健全な企業経営、活力溢れる企業活動のために～

講師： 横浜労災病院 勤労者メンタルヘルスセンター長 山本 晴義 氏



今回は「企業に求められるメンタルヘルス対策」と題し、メンタルヘルスを専門としている「勤労者メンタルヘルスセンター」の山本晴義センター長をお招きし、企業が取り組むべき課題や対策などについて指導いただいた。（以下ポイントのみを抜粋）

事業場における心の健康づくりの基本的考え方には、セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケアの4つがあるが、中でも 管理

監督者による「ラインによるケア」が最も大切なケアとして位置づけられる。ポイントは「いかに専門家の相談につなげられるか」にあり、相談のきっかけとなるよう日頃のコミュニケーションが大事となる。

また臨床医師による診断で「就業不可」と判断された場合はもちろん本人を働かせてはいけませんが、逆に「就業可」と診断されても職場復帰可能かどうかは職場の判断でよい。医師による「就業可」という診断結果が、すなわち「職場復帰させなければならない」ということではなく、業務の実態を理解している職場が最終判断を下すべきである。だからといってその判断は、解雇をするための判断基準としていただきたくない。あくまで職場に戻すことを優先した考え方で判断していただきたい。

毎日多くの診療をこなす豊富なご経験から分かりやすい実例や具体例を、また実際に参加者がストレスチェックを行なうなど、参加者を引き付ける構成で指導をいただいた。（文責 事務局）